

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2015.12.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第97号

ケアマネ SAPPORO

P1~2. 「居宅介護支援事業所と認知症者のマイナンバー」 弁護士 石川 和弘

P2. こんにちは役員（札幌市ケアマネ連協役員）

P3. 札幌市からのお知らせ「要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)をご存じですか？」

P4. 知っ得(特別授業)「高齢者虐待～通報後のケアマネと養護者との関係性について」北区第2地域包括支援センター 島崎 顕生

P5. K P C24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記①～ジャパンケア札幌青葉(居宅 餘助 栄司)
[ケアマネ奮闘記②～グループホームレガロ大谷地 佐々木 美保子]

P6. コラムVOL.10『「セルフ・ネグレクト」を考える(下)』NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人

P6～7. ケアマネあるある！印象に残ってる編II

P8. 日本介護支援専門員協会 全国大会(第10回)in北海道について(たいかいだよりVol.1)



居宅介護支援事業所と認知症者のマイナンバー

弁護士 石川 和弘

1 通知カードの発送作業も進み、来年1月1日からは要介護度認定の申請等の書式に利用者のマイナンバーを記入する(平成27年9月29日付け厚生労働省通知・老発0929第5号、介護保険最新情報Vol.496号)こととなっています。この通知の末尾には、介護保険事務に係る番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、10月中を目途に発出する予定である旨の記載があるが、11月10日現在、私の手元には情報は来ていません。

マイナンバーも個人情報的一种ですから、その取扱いについては、厚生労働省作成の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン及び同ガイドラインに関するQ&A(事例集)が参考になりますが、当然のことながら、マイナンバーそのものの取扱いそのものについての記載はありません。

在宅ケアマネジャーとすれば、①通知カードや個人番号カードを預かることが必要なのが、②そもそもマ

イナンバーを見てよいのか、③マイナンバーをメモしてよいのか、④要介護度認定の申請等の業務について代行する際、マイナンバーを記してよいのか、など種々の問題がよく分からないままになっています。

2 そもそも、事業所は、利用者に後見人が付されている場合、マイナンバーの取扱いに關与する必要は一切なく、対応はすべて、後見人が行うことになります。また、後見人が付されていない場合であっても、利用者に同居の家族が居る場合には、その同居の家族が対応すべきであって、事業者は、マイナンバーの取扱いに關与する必要はありません。

3 問題は、利用者に、後見人も同居の家族もいない場合です。以下は、私見です。

(1)通知カードや番号カードを預かるべきか

ア 預かるべきではないというのが、私の考えです。

もともと、在宅ケアマネジャーや事業所には、

これらのカードを保管する義務がないことに加え、情報漏えいした場合のリスクを考えてのうえです。

イ しかし、預かることが直ちに違法とまでは言えず、リスクを承知で預かるという選択を否定することはできません。認知症であって、カードの管理・保管が不可能であると判断される場合に、カードを預かり保管することは、民法上の事務管理として正当化されると考えます。

(2) 要介護度認定の申請を代行する際、マイナンバーの記載も代行してよいか。その際、マイナンバーを見てよいか、メモしてよいか。

ア 事業所が、法の「個人番号関係事務実施者」に該当するかという問題が前提となっていますが、私見は、該当しないというものです。マイナンバーを記さなければならない申請は、本来的に、介護保険の被保険者（利用者）が行うものであり、事業所はあくまで利用者から委任を受けて代行するものだからです。

事業所が個人番号関係事務実施者に該当しない以上、マイナンバーは利用者本人（成年後見人、家族含む）が記すのが本来のあり方でしょう。

イ しかし、成年後見人や同居の親族がなく、また、利用者本人が字が書けない場合に、どう対応するかは問題です。番号記載欄を空欄のまま申請書類を提出してみるというのが1つの方法でしょうが、事後対応（役所からの問い合わせ等）に手間がかかりそうです。

この場合、番号記入の代行をしても、上記の事務管理として違法とまでは言えず、善意で代行することは差支えないと考えます。

ウ 番号記入を代行するためには、利用者のマイナンバーを知る必要があります。この場合、番号通知カード記載の番号を見ることは許されますが、コピーやメモを取るとは、法が原則的に禁止する「収集」に該当するため、許されません。

また、申請書のコピーを保管する場合、マイナンバー部分は黒塗りする必要があります。そのため、後日、マイナンバーの把握が必要となる場合は、その都度、利用者本人から番号カード等を見せてもらわざるを得ないといった、一見無駄と感じる労力が必要となります。

以上



こんにちは！役員

顔の見える関係をコンセプトとして、今号からは、本会札幌市ケアマネ連協の役員の方々をご紹介します。

会長 由井 康博（介護老人保健施設アートヒルズ）



当会の基本方針は、1市民に見える事業展開をする。2専門性を追求する。3介護支援専門員間の共通基盤を探り、これを構築する。4一般社団法人としての円滑な活動の推進を図るです。これらの実現にはまだまだ足りない状況かと思えます。今後も会員の皆さんの多くのご協力を是非ともお願いいたします。

副会長 斉藤 潤子（札幌ケアプラン相談センター）



平成11年秋にできた札幌市ケアマネ連協に御縁があって参加し今に至っています。1400名余りの大きな組織になり、今後はさらなるケアマネの発展のために、地位の向上の確立のために力を併せて、皆様とともに活動していきたいと考えています。

副会長 南 靖子
（サービス付き高齢者向け住宅徳洲苑しろいし）



皆さんこんにちは。副会長の南です。当会も早いもので15年目を迎えました。先輩らが作り上げた連協をさらに情報の共有化や資質の向上、ケアマネ同志の交流を進めて組織が発展できるよう皆さんの力で連協の輪を保ち発展させていきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

札幌市からのお知らせ

要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)をご存知ですか？

○札幌市では、介護が必要な方または障がいのある方のうち、ごみをご自身で排出することが困難で、身近な人や地域活動による支援を受けられない方に対して、ごみの排出を支援する「さわやか収集」を実施しています。

1. 事業内容

- ① 生活ごみ（燃やせるごみなど）の排出支援
 - ・週1回、利用者の自宅に訪問して生活ごみを収集します（共同住宅は上層階でも収集）。
 - ・利用者は分別区分ごとにごみ袋（有料のごみは指定袋）に入れて、居宅の玄関先等に排出します（共同住宅は上層階でも収集）。
- ② 大型ごみの排出支援
 - ・第三者立会いのもと、利用者の家の中からごみを運び出して収集します（一度に3点まで）。
- ③ 安否確認
 - ・希望者に対しては、ごみの収集時に毎回、声掛けを行い、異常が疑われる場合は、緊急連絡先等へ通報します。

2. 対象者の要件

家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の①から③のいずれかに該当する方が対象です。

なお、お二人以上の世帯の場合は、世帯全員が要件に該当することが必要です。

- ① 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- ② 介護保険の要支援1・2または要介護1か障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- ③ 障害福祉サービスの同行援護（障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスの一つで、視覚障害者の外出に係る支援）を利用していること。

3. 利用方法

- ① 希望者は、清掃事務所に電話等で申請します。
- ② 申請後、清掃事務所職員が、希望者と日程を調整して訪問調査を行い要否決定します。（※速やかな要否決定を行うため、ケアマネジャーの同席をお願いしております。）
- ③ 決定後、対象者に対してごみの排出支援を行います。
- ④ ご利用は無料です。

お問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部業務課 榎野、西尾 電話：211-2916



ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

「高齢者虐待～通報後のケアマネと養護者との関係性について」

札幌市北区第2地域包括支援センター センター長 島崎 顕生

高齢者虐待の通報が寄せられるのは圧倒的にケアマネジャーが多いのは周知の事実です。しかしケアマネジャーが最も危惧するのは、通報した後に家族から、あたかも密告者のように扱われ、せっかく築き上げた関係性も崩れ、サービス拒否など孤立の道へ進んでしまうのではないかとということではないでしょうか。

札幌市高齢者虐待対応マニュアルにおいては、虐待が疑われる通報があった場合には区保健福祉課と包括の職員が事実確認（訪問調査）を行います。その際の情報は虐待の有無や緊急性の判断、今後の介入の方向性を見極めるための重要な材料となるのです。

その際、区・包括の職員が最大の注意を払うポイントが、今後の養護者と支援者（ケアマネ等）との関係を崩さずに虐待の有無を確認し、高齢者の状態確認ができるかという点です。通報者がいったい誰なのかというのは高齢者虐待防止法で保護の対象とされ、訪問の際に「〇〇ケアマネさんから虐待の通報がありまして・・・」という接触方法は絶対にあり得ないのです。

ではどのように介入をするのか。いくつか具体例を紹介いたします。

まずは「高齢者のお宅をみなさん訪問しているので来てみました」これは一番オーソドックスな介入方法です。実際に高齢者全員のお宅へ訪問するのはマンパワー的に不可能ですが、意外とすんなり訪問を受け入れてくれる家庭も多くあります。

他にもありがちな理由は「特定健診のご案内」「介護者教室のご案内」などもあり、以前私は「オレオレ詐欺の実態調査」や「福祉用具適正利用の確認」と称した車いすへの空気入れ等、今となってはよくわからない理由で上り込んだこともあります。

さらには地区担当の民生委員さんとの訪問や、介護認定の更新時期であれば認定調査を理由に区の保健師が訪問するなどの方法もあります。

要は理由がどうあれ、家の中に入り本人や家族と会って話

をして、介入の糸口を掴むことが必要なのです。

このように区や包括は無関係なふりをして介入する術をいくつか持っており、虐待対応の初期期ではいかにその引き出しを持っているかどうかが重要となってきます。

そしてもう一つのポイントは、虐待対応は高齢者への虐待を防ぐとともに養護者への支援も行うという重要な側面を持っていることも忘れてはなりません。

高齢者虐待の多くが高齢者本人、養護者が社会的に孤立しているケースがあります。高齢者や家族が新たな支援者を拒むということは、社会からの孤立を生み、負のスパイラルが発生してしまい、単なる「介護者」が「虐待者」となってしまう可能性があるのです。

また、ケアマネジャーと本人・家族は密室の関係になりやすいという側面を持っており、介護保険制度のみで完結してしまうケアプランが多いのではないのでしょうか。そのためにも日頃からオープンなケアマネマネジメントの関係性を意識することが必要です。

例えばこの時期、心配なお宅に年末年始の挨拶と称して、居宅の管理者や同僚をモニタリング訪問に連れていくと、いつもと違った雰囲気でもモニタリングが行えることでしょう。

またインフォーマルなサービスをケアプランに位置づけることで、地域との関係性が生まれ、社会的な孤立を防ぐきっかけにもなります。

このように普段の支援の中から、常に高齢者虐待が起こり得るリスクを念頭に関係を構築し、日ごろから「虐待予防」をすることはとても重要なことなのです。

最後になりますが、現在各区で第二回札幌市ケアマネマネジメント能力向上研修が高齢者虐待をテーマに開催されています。すでに開催されている区もあればこれからの区もあるかと思えます。この機会にケアマネジャー・区・包括の職員が同じ土俵に立って、顔の見える関係を発展させて腕の見える関係づくりを行いましょ。

ケアマネ奮闘記 ①

ジャパンケア札幌青葉・居宅介護支援 餘助 栄司

私は居宅のケアマネジャーとして働くようになって3年目になりました。まだまだ新米のケアマネで悪戦苦闘しながら利用者様の在宅生活のお手伝いをさせていただいております。ケアマネをする前はヘルパー事業所で実務や管理業務を行っていた事もあり、在宅のケアマネとは身近な存在でありました。いざ自分がケアマネになって働いてみると書類の作成や事業所との連絡調整と大混乱・・・

そんな中、当事業所には私の他に3名の先輩ケアマネジャーがいて、混乱している時はやさしく「大丈夫？困っている事は無いかい？」と声をかけてくれたり、時には厳しく「書類ちゃんと追いついているの？」と指導を受けながらあっという間に3年が経ちました。

ケアマネジメントをする上で大切なことは、ケアマネ一人では利用者様を支える事は出来ず、ご家族や関係事業所、また地域の方々の協力、連携が必要であり、様々な視点からの情報を元に方向性を統一し支援する事であると思います。さらに、事業所内でも対応に困っているケースなどを会議にて事例検討をする事で、ヒントをいただき、一人で抱え込まずにチームワークの重要性を実感しております。

これからも多くの利用者様やご家族との出会いがあると思いますが、このチームに支えてくれて良かったと思われるマネジメントを行っていけるよう頑張っていきます。



ケアマネ奮闘記 ②

グループホームレガロ大谷地 佐々木 美保子

昨年、稚内から転居して札幌市民1年生です。

勤務するグループホームレガロ大谷地は、今年1月1日オープンのグループホーム1年生です。

そして、私もケアマネ1年生です（そこそこの年齢ではありますが、笑…）何もかも1年生の私ですが、入居者様、ご家族様、そして何よりスタッフの皆に支えられ、何とかかんとか頑張っています。

グループホームのケアマネは大変です。現場業務、相談業務、事務仕事、ケアマネ業務と何から何までこなさなくてはなりません。おかげさまかどうなのか、体重が5kgも減りました（小柄な私にとっては一大事なのです）。しかし、頑張っていて取得したケアマネの資格、そして縁あっての現在の職場です。

これからも、社会の為、支えていただいている方々の為に前進していこうと思っています。くじけそうになる事は多々ありますが、きっと今晚もビールが美味しいはず！ ファイト！！ ファイト！！



コラムVOL.10 『「セルフ・ネグレクト」を考える(下)』

NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人



今回も引き続き「セルフ・ネグレクト（自己放任）」について考えたいと思う。

私のケアマネジャー等の経験から言えることだが、セルフ・ネグレクトに陥る方は「自分一人で生きていけるから、あんた方が心配するのは余計なお世話だ」と必要なサービスを拒否することがほとんどである。「自分一人で生きていく」という決断そのものはならん批判されるべきことではなく、むしろその自立心は評価されてもよい。問題は、そのことで人間らしい文化的な生活を営んでいるのか、ということである。閉じこもったままの生活は不衛生な環境に陥りやすく近所迷惑になることも多いし、健康を害したままの生活では必ずいつかは誰かの助けが必要になるが、必要な医療・福祉サービスを拒否しているから大半が手遅れとなり重篤な状態になって初めて関わることになる。あるいは孤立死につながることも少なくない。要するにSOSを発することができない方々が多いのである。

では、そのような方々へどのように関わればよいのか。今、そのような状況に陥っている方へは、やはり専門職が関わるしかない。関わり方の基本は、そのような状態に陥っている方の状況が千差万別であるので、個別的な関わりとなる。ただ、介護支援専門員という資格ができてから介護支援専門員がそのような方へ関わる事例がかなり多くなって来たことと、地域包括支援センターが創出されてからセンターが対応することが増えてきており、様々な経験の蓄積ができてきたので、ある程度基本的な関わり方が敷衍されるようになってきている。

中央法規から出版された「セルフネグレクトへの支援」（岸恵子他著・2015）では、対応・支援の基本について、①自己決定を支援する、②生命のリスクを見極め、明確に伝える、③具体的な選択肢を提示する、④ライフスタイルを尊重する、⑤本人をエンパワメントする、⑥チームで対応する、と提示している。その中でも、チームで対応することがまずは問われるのだらうと思う。支援困難なケースは、地域ケア会議を活用していくことにもなるのだらう。そして、札幌市としてそのような経験の蓄積をしていくことが大事だらう。

また、私どもNPOのできることは「そうならないための予防」であると考えており、様々なことに取り組んでいる。その活動の一つとして、12月2日13時からエルプラザで団地サミット（団地での支え合い活動の発表・交流の場）を行うので、関心のある方はどうぞ。



前回より引き継ぎケアマネをやっていて良かったこと、印象に残っているエピソードについてご紹介します。

無理難題を言ってくる利用者様の要望を、各事業所から「いいですよ！あの利用者さんなら仕方ないので、出来る範囲になります！協力します！」と力強く言ってもらった時には、ケアマネは一人じゃなく、チームとして動いているんだと実感することができ、私は私でケアマネとしての業務を全うしようという前向きな気持ちになれました。



関わり方も含めて、これでよかったのかな～と常に思っているところはありますが、利用者様が亡くなった時に、利用者さんのご家族から「〇〇さんが担当ケアマネで本当に母は幸せだったと思います。母は毎月のケアマネの訪問を楽しみにしていました。私たちも頼りにさせてもらってました。本当に感謝しております。」と泣きながら言われ、思わずもらい泣きをしてしまいました。そんな感謝のお言葉をいただいた時には、ケアマネやってよかったな～と思えます。



ケアマネあるある ？ つづき

認知症のAさんは、絶対病院には行きたくないと拒み続けていたのですがとうとう病院へ検査入院となりました。ふだんは室内を歩行器でぼちぼちと歩いていたAさんでしたが、入院後は病棟の廊下を歩行器で滑走し、その姿に医師はびっくり、最短の日数で退院となりました。退院時は、ご家族がお迎えにきましたが車道の真ん中を歩行器で滑走し、ご家族は仰天しました。

人は嫌なことがあると抵抗する！！ 当り前だけどびっくりした印象深いエピソードでした。



いろいろ日々大変だな～と思っている時でも、訪問した際に「いらっしゃい、待ってたよ！」と素敵な笑顔で利用者さんが迎え入れてくれると「また頑張ろうかな！」という気持ちになります。



ケアマネは、夫の介護をしている妻にたくさんお会いします。夫を亡くされてからも「ケアマネさ～ん」と事業所に顔を見せてくれる妻が多いです。遊びに来てくれる妻をみて「ケアマネ支援は間違っていないかったんだな～」と。訪問にパソコン打ちと忙しいけど…うれしいひと時です。



数年前の話です。Aさんは農家で育ち、教育を十分に受けることができなかったため、自分の住所や氏名を書くことくらいしかできません。そのため、人とかかわりを極端に嫌っていました。しかし、ケアマネとの関わりが続くと「自分のために」と趣味の手芸ができるデイサービスに参加を決意。今は自ら参加を楽しむことができています。作品を通して友人との交流もでき「字が書けない読めないという劣等感から解放された」と聞いたとき、ケアマネをしていてよかったあ！！とじん



毎日、業務に追われながら仕事をしていますが、いろいろ困難な状況の中で、在宅生活を過ごされているご利用者やご家族と関わっています。何度も調整が必要になったり、正直、とても気難しい方だったり、家族関係が複雑だったり等、ケアマネとしてどのようにコミュニケーションを取り、支援していったらいいのかと、悩む事があります。悩みながらも適切だと思う相談対応や調整をしながら支援し、結果的にご利用者やご家族が望まれる結果になった時に、普段言葉少なく笑顔もなくお礼なんか全く言わないご家族（息子さん）から「お世話になりました」と感謝の言葉を頂いたことがあります。そんな時には、関係性が上手く取れているのか、これで本当に良いのか等々深～く悩みずっとモヤモヤしていた気持ちがスーッと軽くなり、ホッとした気持ちになりました。



サービス利用を拒んでいた利用者さんが、「利用する」と言った時、ヨッシャー！！何回も何時間も足を運んだかいがあったな～と思えます。



ケアマネになりたての頃、猛吹雪でした。どこに車を止めてよいかわからず、車道に止めてあるヘルパー事業所の車の後ろに車を止めました。サービス担当者会議を終えて車に戻ると突然怒鳴られました！ 私たちの車のせいで駐車できなかった車がいたので。震えるケアマネ、「すみません～」と難なく対応してくれたサ責さん。一生、あの時の事は忘れません。一般の方にごめんなさい。そして、サ責さんにありがとう。





『日本介護支援専門員協会全国大会(第10回)
in 北海道について』

日本介護支援専門員協会全国大会in北海道 実行委員長 乙坂 友広
(札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長 / 研修委員長)

皆様、いつもお仕事ご苦労様です。私は、札幌市介護支援専門員連絡協議会で研修委員長を担当しているのですが、この度表題の第10回日本介護支援専門員協会全国大会の実行委員長に指名されました乙坂と申します。

平成28年10月15日(土)・16日(日)にロイトン札幌を会場として、1,000名参加を目標に開催いたします。この大会は、介護支援専門員の仕事に情熱を注ぐ日本全国の仲間たちが一堂に会する大会です。

北海道大会のテーマは、CareManagers, be, ambitious

～介護支援専門員よ大志を抱け～

としました。この北の大地から全国に向けて、力強いメッセージを発信します！

私たちの所有する、介護支援専門員という資格は、国家資格ではありませんが、介護保険制度においては、要となる存在です。制度施行後、現状では唯一自己負担がない仕組みとなっていますが、最近の報道等によると、自己負担の議論が再燃している事をご存じかと思えます。

今、私たちはevidence(根拠)を持って利用者の自己負担が増える事に異議を唱える必要があります。そのためにも、沢山の人の大会に参加していただき、力強いメッセージを発信したいと考えています。

そこで、札幌市ケアマネ連協の会員の皆様にも、沢山の方にご参加いただきたいと思います。是非とも一緒に全国大会を盛り上げていただける方を募集します。内容ですが、記念講演・シンポジウム・分科会・懇親会を予定しています。

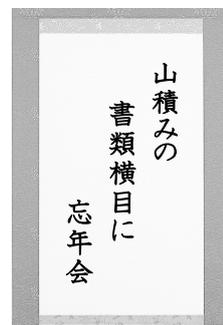
今後、この誌面において、情報発信していきますので、よろしく願いいたします。

- 研修会等の最新情報は、会ホームページをご覧ください。ケアマネ求人情報も掲載しています。 検索
- ケアマネSAPPOROへのご意見やケアマネとしての経験談(うれしかったこと、失敗談などなど)をお気軽にお寄せください。

ケアマネSAPPORO97号 (2015年12月1日発行)

発行元：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
編集：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会
広報委員長：長崎 亮一
広報委員：由井 康博 南 靖子 鈴木 晴美 中野 升
和田 賢太 菅原 正枝 佐賀 正人 藤川 宏子

E-mail : kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ : http://sapporo-cmrenkyo.jp/
(札幌ケアマネで検索可)



編集後記 川柳